



平成25年8月29日

有限会社ビートレードに対する景品表示法に基づく措置命令について

消費者庁は、本日、有限会社ビートレード（以下「ビートレード」という。）に対し、消費者庁及び公正取引委員会（公正取引委員会事務総局北海道事務所）の調査の結果を踏まえ、景品表示法第6条の規定に基づき、措置命令（別添参照）を行いました。

ビートレードが供給する中古自動車に係る表示について、景品表示法に違反する行為（同法第4条第1項第1号（優良誤認）に該当）が認められました。

1 ビートレードの概要

所在地 札幌市東区苗穂町十六丁目2番6号
代表者 取締役 早坂 健
設立年月 平成17年12月
資本金 700万円（平成25年7月現在）

2 措置命令の概要

(1) 対象商品

中古自動車14台

(2) 対象表示

ア 走行距離計が改ざんされた中古自動車に係る表示

(ア) 表示の概要

a 表示媒体

表1の中古自動車情報誌の「G○○北海道版掲載号」欄記載の号及び「カーセンサー北海道版掲載号」欄記載の号

b 表示内容

表1の中古自動車1台の走行距離について、あたかも、当該中古自動車の実際の走行距離数であるかのように表示していた。

(表1)

No.	車種	G○○ 北海道版掲載号	カーセンサー 北海道版掲載号	表示された走行距離数
1	ランドクルーザー	・2012.10.20 ・2012.11.03 ・2012.11.18	・2012 vol.10 ・2012 vol.11 ・2012 vol.12	21.6万K（G○○北海道版）又は 21万K（カーセンサー北海道版）

(イ) 実際

表1の中古自動車1台は、走行距離数が不明なものであった（オートオー

クション出品票に走行距離計の改ざんを示す記号が記載されていた)。

イ 走行距離数の過少表示

(ア) 表示の概要

a 表示媒体

表2の中古自動車情報誌の「Goo北海道版掲載号」欄記載の号及び「カーセンサー北海道版掲載号」欄記載の号

b 表示内容

表2の中古自動車13台の走行距離について、あたかも、当該中古自動車の実際の走行距離数であるかのように表示していた。

(イ) 実際

表2の中古自動車13台の走行距離数は、同表の「実際の走行距離数」欄記載のとおりであり、実際の走行距離数よりも過少に表示していたものであった。

(表2)

No.	車種	Goo 北海道版掲載号	カーセンサー 北海道版掲載号	表示された 走行距離数	実際の走行距離数 (注)
1	タンドラ	・ 2012. 10. 20 ・ 2012. 11. 03 ・ 2012. 11. 18 ・ 2012. 12. 02	・ 2012 vol. 10 ・ 2012 vol. 11 ・ 2012 vol. 12	2.1 万K	20,499 マイル (約 32,798Km)
2	タンドラ	・ 2012. 10. 20 ・ 2012. 11. 03 ・ 2012. 11. 18 ・ 2012. 12. 02	・ 2012 vol. 11 ・ 2012 vol. 12	5.8 万K	58,321 マイル (約 93,313Km)
3	ハマー	・ 2012. 10. 20 ・ 2012. 11. 03 ・ 2012. 12. 02	・ 2012 vol. 10 ・ 2012 vol. 11 ・ 2012 vol. 12	5.1 万K	47,870 マイル (約 76,592Km)
4	タンドラ	・ 2012. 10. 20 ・ 2012. 11. 03 ・ 2012. 11. 18	—	3.3 万K	25,012 マイル (約 40,019Km)
5	セコイア	・ 2012. 10. 20 ・ 2012. 11. 03 ・ 2012. 11. 18	—	3.8 万K	49,909 マイル (約 79,854Km)
6	タコマ	・ 2012. 10. 20	・ 2012 vol. 10 ・ 2012 vol. 11	2.3 万K (Goo 北海道版) 又は 2.4 万K (カーセンサー北海道版)	23,845 マイル (約 38,152Km)

No.	車種	Goo 北海道版掲載号	カーセンサー 北海道版掲載号	表示された 走行距離数	実際の走行距離数 (注)
7	タコマ	・ 2012. 11. 03	・ 2012 vol. 12	1.6 万K	15,900 マイル (約 25,440Km)
8	タコマ	・ 2012. 11. 03	—	2.9 万K	24,319 マイル (約 38,910Km)
9	シボレーエ クスプレス	・ 2012. 11. 18 ・ 2012. 12. 02	・ 2012 vol. 11 ・ 2012 vol. 12	6.2 万K	42,208 マイル (約 67,532Km)
10	ダッジ・ラム	・ 2012. 11. 18 ・ 2012. 12. 02	・ 2012 vol. 12	3.1 万K	30,874 マイル (約 49,398Km)
11	ダッジ・ラム	・ 2012. 11. 18 ・ 2012. 12. 02	・ 2012 vol. 12	3.5 万K	35,500 マイル (約 56,800Km)
12	セコイア	・ 2012. 11. 18 ・ 2012. 12. 02	・ 2012 vol. 12	3.9 万K	42,299 マイル (約 67,678Km)
13	タンドラ	・ 2012. 12. 02	・ 2012 vol. 12	4.8 万K	47,746 マイル (約 76,393Km)

(注) 1マイルは1.609344キロメートルであるところ、「実際の走行距離数」欄においては1マイルを1.6キロメートルとして換算した。また、換算後の数値については、小数点以下を切り捨てた整数値を記載している。

(3) 命令の概要

ア 前記(2)ア及びイの表示は、当該中古自動車の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものである旨を一般消費者に周知徹底すること。

イ 再発防止策を講じて、これを役員及び従業員に周知徹底すること。

ウ 今後、同様の表示を行わないこと。

【本件に対する問合せ先】

消費者庁表示対策課

電 話 03-3507-9239

ホームページ <http://www.caa.go.jp/>

公正取引委員会事務総局北海道事務所取引課

電話(代表) 011-231-6300

ホームページ http://www.jftc.go.jp/regional_office/hokkaido/

<表示例> 【「ランドクルーザー」の場合（表1のNo. 1）】

① Goo北海道版の「2012. 10. 20」号の表示



21.6万K

左記の中古自動車は、オートオークションからの仕入れ時に提示されるオートオークション出品票に走行距離計の改ざんを示す記号が記載された走行距離数が不明なものであった。

② カーセンサー北海道版の「2012 Vol. 10」号の表示



21万K

左記の中古自動車は、オートオークションからの仕入れ時に提示されるオートオークション出品票に走行距離計の改ざんを示す記号が記載された走行距離数が不明なものであった。

<表示例> 【「タンドラ」の場合（表2のNo. 2）】

① Goo北海道版の「2012. 10. 20」号の表示

10 保証3ヶ月・3000km 整備別途42000円

タンドラ アクセスキャブ SR5 4D 4700

2004年 検無 [リ済込] 5.8万K ホワイト
SR5PK アクセスキャブ ワイドタ
イヤ トノカバー

198万円

修理 保証 特別

5.8万K

左記の中古自動車の実際の走行距離数は、「58,321マイル（約93,313Km）」であった。

② カーセンサー北海道版の「2012 Vol. 11」号の表示

C-2 310車 198万円

修復無 整備別

保証付 リ済込

年 04年

検 車検整備別

走 5.8万K

米国トヨタタンドラ ダブルキャブ リミテッド4.7V8 [整備費用]42000円
保証0.3万K 3ヵ月

ホワイト HDDナビ付 ETC ベンチシート 6人乗り
トノカバー

5.8万K

左記の中古自動車の実際の走行距離数は、「58,321マイル（約93,313Km）」であった。

○ 不当景品類及び不当表示防止法（抜粋）

（昭和三十七年法律第百三十四号）

（目的）

第一条 この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする。

（不当な表示の禁止）

第四条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの

2 （省略）

（措置命令）

第六条 内閣総理大臣は、第三条の規定による制限若しくは禁止又は第四条第一項の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができる。その命令は、当該違反行為が既になくなつている場合においても、次に掲げる者に対し、することができる。

- 一 当該違反行為をした事業者
- 二 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人
- 三 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人から分割により当該違反行為に係る事業の全部又は一部を承継した法人
- 四 当該違反行為をした事業者から当該違反行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた事業者

(報告の徴収及び立入検査等)

第九条 内閣総理大臣は、第六条の規定による命令を行うため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務若しくは財産に関して報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2～4 (省略)

(権限の委任)

第十二条 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

2 消費者庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を公正取引委員会に委任することができる。

3 公正取引委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について消費者庁長官に報告するものとする。

○ 不当景品類及び不当表示防止法第十二条第一項及び第二項の規定による権限の委任に関する政令（抜粋）

(平成二十一年政令第二百十八号)

(消費者庁長官に委任されない権限)

第一条 不当景品類及び不当表示防止法（以下「法」という。）第十二条第一項の政令で定める権限は、法第二条第三項及び第四項、第三条、第四条第一項第三号並びに第五条第一項（消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。）及び第二項の規定による権限とする。

(公正取引委員会への権限の委任)

第二条 法第十二条第一項の規定により消費者庁長官に委任された権限のうち、法第九条第一項の規定による権限は、公正取引委員会に委任する。ただし、消費者庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

景品表示法による表示規制の概要

景品表示法 第4条（不当な表示の禁止）

不当な表示

○優良誤認表示（4条1項1号）

商品・サービスの品質、規格その他の内容についての不当表示

① 商品・サービスの内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示す表示

② 商品・サービスの内容について、一般消費者に対し、事実と相違して競争事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示

不実証広告規制（4条2項）

消費者庁長官は、商品・サービスの内容（効果、性能）に関する優良誤認表示に該当するか否かを判断する必要がある場合に、期間を定めて、事業者に表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。

⇒ 事業者が資料を提出しない場合又は提出された資料が表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものと認められない場合は、当該表示は不当表示とみなされる。

○有利誤認表示（4条1項2号）

商品・サービスの価格その他取引条件についての不当表示

① 商品・サービスの取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示

② 商品・サービスの取引条件について、競争事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示

○商品・サービスの取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがあると認められ内閣総理大臣が指定する表示（4条1項3号）

- ① 無果汁の清涼飲料水等についての表示
- ② 商品の原産国に関する不当な表示
- ③ 消費者信用の融資費用に関する不当な表示
- ④ 不動産のおとり広告に関する表示
- ⑤ おとり広告に関する表示
- ⑥ 有料老人ホームに関する不当な表示

消表対第371号
平成25年8月29日

有限会社ビートレード
取締役 早坂 健 殿

消費者庁長官 阿南 久
(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第6条に基づく措置命令

貴社は、貴社が供給する中古自動車の取引について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第4条第1項の規定により禁止されている同項第1号に規定する不当な表示を行っていたので、同法第6条の規定に基づき、次のとおり命令する。

1 命令の内容

(1) 貴社は、貴社が一般消費者に販売していた別表1及び別表2の「車種」欄記載の中古自動車に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。

ア(ア) 貴社は、別表1の「車種」欄記載の中古自動車1台を一般消費者に販売するに当たり、「G○○北海道版」と称する中古自動車情報誌（以下「G○○北海道版」という。）のうち、同表の「G○○北海道版掲載号」欄記載の号及び「カーセンサー北海道版」と称する中古自動車情報誌（以下「カーセンサー北海道版」という。）のうち、同表の「カーセンサー北海道版掲載号」欄記載の号において、同表の「表示された走行距離数」欄記載の走行距離数を記載することにより、あたかも、当該中古自動車の走行距離数が同表の「表示された走行距離数」欄記載の数値のとおりであるかのように示す表示をしていたこと。

イ(イ) 実際には、別表1の「車種」欄記載の中古自動車1台は、オートオークションからの仕入れ時に提示されるオートオークション出品票（以下「出品票」という。）に走行距離計の改ざんを示す記号が記載された走行距離数が不明なものであったこと。

エ(エ) 貴社は、別表2の「車種」欄記載の中古自動車13台を一般消費者に販売するに当たり、G○○北海道版のうち、同表の「G○○北海道版掲載号」欄記載の号及びカーセンサー北海道版のうち、同表の「カーセンサー北海道版掲載号」欄記

載の号において、同表の「表示された走行距離数」欄記載の走行距離数を記載することにより、あたかも、当該中古自動車の走行距離数が同表の「表示された走行距離数」欄記載の数値のとおりであるかのように示す表示をしていたこと。

(イ) 実際には、別表2の「車種」欄記載の中古自動車13台の走行距離数は、同表の「実際の走行距離数」欄記載の数値のとおりであり、当該中古自動車の走行距離数を過少に表示していたものであったこと。

ウ 前記ア及びイの表示は、当該中古自動車の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものであること。

(2) 貴社は、今後、中古自動車の取引に関し、前記(1)記載の表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。

(3) 貴社は、今後、中古自動車の取引に関し、前記(1)記載の表示と同様の表示を行うことにより、中古自動車の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示す表示をしてはならない。

(4) 貴社は、前記(1)に基づいて行った周知徹底及び前記(2)に基づいて採った措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

2 事実

(1) 有限会社ビートレード（以下「ビートレード」という。）は、札幌市東区苗穂町十六丁目2番6号に本店を置き、中古自動車の販売業等を営む事業者である。

(2) ビートレードは、オートオークション等により中古自動車を仕入れ、本店において、中古自動車を一般消費者に販売している。

(3) ビートレードは、中古自動車を一般消費者に販売するに当たり、Goo北海道版、カーセンサー北海道版等に販売する中古自動車の商品情報を掲載しており、その表示内容について、自ら決定している。

(4)ア ビートレードは、別表1の「車種」欄記載の中古自動車1台を一般消費者に販売するに当たり、Goo北海道版のうち、同表の「Goo北海道版掲載号」欄記載の号及びカーセンサー北海道版のうち、同表の「カーセンサー北海道版掲載号」欄記載の号において、同表の「表示された走行距離数」欄記載の走行距離数を記載することにより、あたかも、当該中古自動車の走行距離数が同表の「表示された走行距離数」欄記載の数値のとおりであるかのように示す表示をしていた。

イ 実際には、当該中古自動車は、オートオークションへの出品時に提示された出品票に走行距離計の改ざんを示す記号が記載された走行距離数が不明なものであった。

(5)ア ビートレードは、別表2の「車種」欄記載の中古自動車13台を一般消費者に販売するに当たり、Goo北海道版のうち、同表の「Goo北海道版掲載号」欄記載

の号及びカーセンサー北海道版のうち、同表の「カーセンサー北海道版掲載号」欄記載の号において、同表の「表示された走行距離数」欄記載の走行距離数を記載することにより、あたかも、当該中古自動車の走行距離数が同表の「表示された走行距離数」欄記載の数値のとおりであるかのように示す表示をしていた。

イ 実際には、別表2の「車種」欄記載の中古自動車13台の走行距離数は、同表の「実際の走行距離数」欄記載の数値のとおりであり、当該中古自動車の走行距離数を過少に表示していたものであった。

3 法令の適用

前記事実によれば、ビートレードは、自己が供給する中古自動車14台の取引に関し、当該中古自動車の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであり、この表示は、景品表示法第4条第1項第1号に該当するものであって、かかる行為は、同項の規定に違反するものである。

4 法律に基づく教示

(1) 行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第57条第1項の規定に基づく教示
この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第6条の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、書面により消費者庁長官に対し異議申立てをすることができる。

(2) 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示
訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

（注1） この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

（注2） 異議申立てをして決定があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その決定の日から1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

別表 1

No.	車種	Goo 北海道版掲載号	カーセンサー 北海道版掲載号	表示された走行距離数
1	ランドクルーザー	<ul style="list-style-type: none"> • 2012. 10. 20 • 2012. 11. 03 • 2012. 11. 18 	<ul style="list-style-type: none"> • 2012 vol.10 • 2012 vol.11 • 2012 vol.12 	21.6 万K (Goo北海道版) 又は 21 万K (カーセンサー北海道版)

別表 2

No.	車種	Goo 北海道版掲載号	カーセンサー 北海道版掲載号	表示された 走行距離数	実際の走行距離数 ^(注)
1	タンドラ	<ul style="list-style-type: none"> • 2012. 10. 20 • 2012. 11. 03 • 2012. 11. 18 • 2012. 12. 02 	<ul style="list-style-type: none"> • 2012 vol.10 • 2012 vol.11 • 2012 vol.12 	2.1 万K	20,499 マイル (約 32,798Km)
2	タンドラ	<ul style="list-style-type: none"> • 2012. 10. 20 • 2012. 11. 03 • 2012. 11. 18 • 2012. 12. 02 	<ul style="list-style-type: none"> • 2012 vol.11 • 2012 vol.12 	5.8 万K	58,321 マイル (約 93,313Km)
3	ハマー	<ul style="list-style-type: none"> • 2012. 10. 20 • 2012. 11. 03 • 2012. 12. 02 	<ul style="list-style-type: none"> • 2012 vol.10 • 2012 vol.11 • 2012 vol.12 	5.1 万K	47,870 マイル (約 76,592Km)
4	タンドラ	<ul style="list-style-type: none"> • 2012. 10. 20 • 2012. 11. 03 • 2012. 11. 18 	—	3.3 万K	25,012 マイル (約 40,019Km)
5	セコイア	<ul style="list-style-type: none"> • 2012. 10. 20 • 2012. 11. 03 • 2012. 11. 18 	—	3.8 万K	49,909 マイル (約 79,854Km)
6	タコマ	<ul style="list-style-type: none"> • 2012. 10. 20 	<ul style="list-style-type: none"> • 2012 vol.10 • 2012 vol.11 	2.3 万K (Goo北海道版) 又は 2.4 万K (カーセンサー北海道版)	23,845 マイル (約 38,152Km)
7	タコマ	<ul style="list-style-type: none"> • 2012. 11. 03 	<ul style="list-style-type: none"> • 2012 vol.12 	1.6 万K	15,900 マイル (約 25,440Km)
8	タコマ	<ul style="list-style-type: none"> • 2012. 11. 03 	—	2.9 万K	24,319 マイル (約 38,910Km)
9	シボレーエク スプレス	<ul style="list-style-type: none"> • 2012. 11. 18 • 2012. 12. 02 	<ul style="list-style-type: none"> • 2012 vol.11 • 2012 vol.12 	6.2 万K	42,208 マイル (約 67,532Km)
10	ダッジ・ラム	<ul style="list-style-type: none"> • 2012. 11. 18 • 2012. 12. 02 	<ul style="list-style-type: none"> • 2012 vol.12 	3.1 万K	30,874 マイル (約 49,398Km)
11	ダッジ・ラム	<ul style="list-style-type: none"> • 2012. 11. 18 • 2012. 12. 02 	<ul style="list-style-type: none"> • 2012 vol.12 	3.5 万K	35,500 マイル (約 56,800Km)
12	セコイア	<ul style="list-style-type: none"> • 2012. 11. 18 • 2012. 12. 02 	<ul style="list-style-type: none"> • 2012 vol.12 	3.9 万K	42,299 マイル (約 67,678Km)
13	タンドラ	<ul style="list-style-type: none"> • 2012. 12. 02 	<ul style="list-style-type: none"> • 2012 vol.12 	4.8 万K	47,746 マイル (約 76,393Km)

(注) 1 マイルは 1.609344 キロメートルであるところ、「実際の走行距離数」欄においては 1 マイルを 1.6 キロメートルとして換算した。また、換算後の数値については、小数点以下を切り捨てた整数値を記載している。